

真下 紀子

困難のりこえ、ともに生きる

はつらつ道政レポートNO.414 2026.6.21 発行：真下紀子事務所



暴力から子どもを守る通告は義務、ためらわないで 子どもの意見表明支援の仕組み必要

プロ野球・読売巨人軍の阿部慎之助監督が18歳の長女に暴行したため、逮捕され辞任したことが大きく報道されました。長女の通告を受けた児童相談所は警察に連絡し現行犯逮捕に至っています。

監督の辞任会見で被害を受けた長女の手紙を監督の法定代理人が公開。「このような大事に発展してしまったことを非常に恥ずかしく思っている。多方面にわたり多大なるご迷惑、ご心配をおかけしてしまい申し訳ございません」と謝罪・反省する内容でした。その後、チャットGPTへの相談や、児童相談所と警察の対応に批判的な声が拡がりました。

真下紀子道議は、3日の子ども政策調査特別委員会で「暴行された子どもにも謝罪・反省させてはならない」とのべ、子どもに対する暴力や虐待から子どもの命を守る



「#189」の活用や、通告にためらいや委縮が生じないよう道の見解を質しました。

少なくない子どもの犠牲を背景に児童虐待防止法が改正され、虐待通告が義務化されました。結果として誤りであっても「児童虐待を受けたと思われる児童」の通告は義務となり、面前DVも対象に加えられました。道は、児童相談所は子どもの安全が最優先であり、警察との情報の共有もなされていると答えました。

企業による奨学金返済に支援を

有利子の奨学金返済が40〜50代まで続き、社会に出てからの奨学金返済残が重荷となり、若者の人生の楽しみや、結婚や子育ての選択をも奪っている現状があります。学費引き下げ、無利子・給付型奨学金は国が実施すべきですが、今も実現していません。

子どもの法定代理人がいない中で、暴行した父親の代理人による手紙の公開の問題を指摘。家庭裁判所の家事事件の場合、2013年に新設された「子どもの手続代理人の制度」を紹介し、子どもの意見表明権への支援の必要性を強調。真下道議がこれまで提案してきた「子どもコミッション制度」の創設を求めました。

道は、子ども政策審議会で検討するの答弁にとどまりました。

日本共産党の真下議員は2017年、企業による従業員の奨学金返済制度への道の支援実施を求めて質問していました。2021年から日本学生支援機構は、企業等が返済残額の一部または全額を直接返還できる制度を開始。2日の経済委員会で真下道議は活用状況を確認し、道による支援が必要と質問しました。

道は、4月末時点で道内318社が活用し、前年同時期から67社増えたと答えました。真下道議は「中小・小規模事業所でも意欲的人材の確保は必要。道内の人材確保のため、道が代理返還への補助にとりくむよう求めました。」

(裏面へ)



深刻さ増す物価高・供給不足に実効ある支援を！ 「従来超える規模で」知事に緊急要望

「直ちに緊急対策を」求める

中東情勢が見通せない中、資材の価格高騰・供給不足が深刻化しています。シナーだけでなく、さび止めやコーキング材、養生テープ、配送時の荷崩れを防ぐラッピングテープやクリーニングの包材など、あらゆる石油化学製品に影響が及び始め、ごみ袋も一部で供給停止が始まっています。物はあっても35%値上げなどの通告も相次いでいます。9日、第2回定例会で直ちに補正予算を編成し、大胆な対策を緊急に実施するよう、鈴木直道知事に要請しました。

医療、食料、交通・物流、建設など国民生活に不可欠な分野での調達支援と経営支援 コストや金利の上昇による困難から中小企業と雇用を守る 石油由来の燃料や原材料の需要抑制と省エネ・再



生可能エネルギーの抜本的強化を図るなどを求めました。

真下道議は、国も道も危機感が無いと指摘。「道民はすでに自衛的節約をせざるを得ない状況だが、限度がある。道ができることは直ちに行い、できないことは国に求めるべき」と迫り、従来の施策にとどまらない対応を求めました。

実情訴え経済委員会で質問

2日、経済委員会で質問。経営規模の大小や職種で在庫を確保できている企業もあるなど、影響に濃淡はあるものの小規模の事業者は資材が手に入らずに工事が完了できないため、収入がなくなり、従業員を解雇せざるを得ない、経営継続を諦めざるを得ないなどの影響が生じています。「道は国に要請しているが、現場

の状況に間に合っていない」と指摘し、対策強化を求めました。道は供給制限や欠品などの声が増え、業種別関連団体の聞き取り対象を拡大し、地域事業者への調査も実施、相談窓口一覧をホームページに掲載したと答弁。

真下道議は、緊急融資を必要とする事業者・企業にとって対策は不十分という声が出ているとして、無保証・無担保融資に加え、利子補給等を盛り込んだ緊急支援や、車税等の納付猶予などの周知も求めました。道は、「国が表明したセーフティネット保証の追加支援が実施されれば、道の融資ももっとも低利な融資が可能になる。納税猶予は担当部局が事業者からの相談に応じる」と答えました。

表面から

学生支援機構の代理返還制度は従業員は返還額に係る所得税が非課税となり得るとともに、社会保険料の標準月額報酬に算定されません。

企業側は給与として損金算入でき法人税の税額控除の適用対象になり得ます。従業員同様に社会保険料の標準月額報酬に算定に含まれないメリットがあります。

何より人材確保定着につながる」と、道はメリット強調しました。しかし、道内の比較的規模の大きい企業が取り組む一方で、小さい事業所が取り組むに難しく、人材確保に格差が出てしまつと支援を求めた真下道議。道はメリット認めながら従来の人材確保対策に取り組むとの答弁にとどまり独自支援策を講じようとはしませんでした。

道議会・道政へのご意見・ご要望をお寄せください。配布ご希望の方は事務所までご連絡下さい。



真下紀子事務所 旭川市3条16丁目左7号 TEL0166-20-0808 FAX0166-20-1616 m.noriko.office@gmail.com